

「生活に困窮しても安心して暮らせるまち条例（案）」の意見募集結果について

「生活に困窮しても安心して暮らせるまち条例（案）」に関する意見募集手続きは、令和5年8月1日から8月14日までの期間で行いました。その際、5名より計13件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見及び区の考え方は、以下の通りです。

1 意見募集手続の概要

（１）意見募集期間

令和5年8月1日から8月14日までの間

（２）周知方法

ア 区公式ホームページに掲載

イ 令和5年8月1日号の「広報えどがわ」に掲載

（３）意見の提出方法

ア 区公式ホームページ

イ 持込み又は郵送

（４）提出先

福祉部生活援護第二課相談係

2 意見募集の結果

条例全般について(1件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	素晴らしいと思う。	ご賛同頂きありがとうございます。

題名について(1件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	言いたいことはわかるが「生活に困窮しても」という表現が上から目線というか、違和感を覚える。「いかなる経済状況においても」とした方が良い。	生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえつつ、なるべく条例の内容を分かりやすく伝えるため、現状の表記としています。

前文について(1件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	生活困窮者への支援として、生活保護法と自立支援法に基づいて支援するとあるが、少ない年金で貯金を取り崩して生活されている方もいる。前文の「失業」の次に「少ない年金」を入れてはどうか。	頂いたご意見の趣旨は、前文の生活困窮に至る背景としての「様々な要因」の中に含まれると考えております。

第3条 基本理念について(2件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	基本理念にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、憲法25条の定めるところであり、憲法との関係を明記すべきではないか。	本条例案の作成にあたっては、憲法第13条の幸福追求権や第25条の生存権を念頭においておりますが、区民がこの条例を読んで理解がしやすいように、可能な限り法規を引用して定義をすることを避け、なるべく平易な表現を心掛けています。
2	「生活困窮者であることを理由とした不当な取扱い」との記述があるが、記載するのであれば、「生活困窮者であることを理由とした偏見や誤解、差別」などと記述し、それらが「あってはならない」ことも、文章上明確にすべきではないか。 同時に提案されている「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」(案)のような「差別禁止」規定は設けないのか。	第3条及び第7条については、頂いたご意見の趣旨を含んでおります。 条例の表現については、根拠法との関係を踏まえ、現状の表記にしています。

第7条 推進施策について(1件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	法にのっとった支援が強調されており、区独自支援は相談対応がメインと感じる。生活困窮で最も深刻なのは住居が確保できないことである。高齢者はなかなか新たに部屋を借りることができず、都営住宅に申し込んでも何度も落選している方もいる。ホームレスになると自立支援につなげることが難しいのではない	本条例案は、生活状況等にかかわらず誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現することを目的とする理念条例です。 個別の施策については別途検討を進めてまいります。

	か。 区としての住居確保支援など、自立支援に必要な支援をもう少し書き込めないか。	
--	--	--

その他(7件)		
	頂いたご意見	区の考え方
1	江戸川区は、子育て支援や福祉に手厚い街という噂を耳にするが、最近では、福祉事務所職員による遺体放置、中学生への扶養照会など不祥事が多すぎる気がする。困っている人が安心して暮らせるため、福祉サービスを提供する職員の質向上にも努めて欲しい。	不適切な事務処理などにより、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 今後、職員の人権意識を育成・向上させるため、全ケースワーカーに対し人権研修を実施し、再発防止策にしっかりと取り組んでまいります。
2	目的にある「人としての尊厳をもって」や基本理念にある「個人としてその尊厳が重んぜられる」、「自分らしさと尊厳が尊重され」といった条例のうたう精神とは全く相容れない事案（生活保護の受給者の遺体が放置されていた事案）が、令和5年6月30日に公表されたばかりである。 生活に困窮し生活保護を受給していた方の人として尊厳が大きく損なわれる事案が明らかになった直後に、こうした条例案が提案されることは、大変な違和感があり、看過できない。明らかになった事案について、条例案との関係性、整合性を区民に示し、正式な提案は先送りするべきではないか。	不適切な事務処理などにより、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。 本条例案につきましては、ともに生きるまちを目指す条例の関連条例として提案し、区の責務、区民等、関係機関・団体の役割を明らかにし、基本的な施策の方向性等を区民に示す必要があると考えております。
3	「最低限度の生活を守る」とあるが、生活保護受給者と生活困窮者とでは格差がある。 さらに、生活保護受給世帯はコロナ禍での支援金や給付金ももらえている。その他、水道料金やNHK受信料の減免があり、医療費も払わなくてよい。このような様々な格差を是正していただきたい。	ご意見として承ります。 なお、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあり、申請は国民の権利であると考えております。 生活保護が必要な場合には、確実に生活保護につなぐことで、区民の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守ります。

4	生活保護世帯の平均受給月額をきちんと公表して明らかにしてもらいたい。これだけもらえているということを、様々な事情により生活保護を受給できない生活困窮者が知ったら、どのように感じるだろうか。また、生活保護基準ももっと周知することで「自分は生活保護を受けられる」と考える人も増えて、生活困窮者を救うことができるのではないか。	ご意見として承ります。
5	介護保険料が高すぎる。所得段階で保険料が分かれているが、生活保護を受けられない困窮世帯も保険料をもっと安くしてもらいたい。	ご意見として承ります。
6	区役所の職員は生活保護担当部署にいないければ、生活保護基準を知らないのではないか。最低限度の生活レベルがどの程度かも知らない。年収も安定しているので生活困窮者の立場にはなく、当事者目線がないと思える。 区役所の職員はもっと生活困窮者の生活実態を知るべきである。生活保護を受けられない生活困窮者がどのくらいいて、どのくらいの収入で生活しているか、調査をすれば数字は簡単にわかるはずである。	ご意見として承ります。 なお、各種の研修をとおして、職員の意識啓発に努めてまいります。
7	条例案について、これまでの検討過程が明らかにされていない。今後の条例の推進を図る上でも、当事者の参画も視野に協議会や審議会などの会議体等を設置することが、条例より先にまず必要ではないか。また、条例の中にも、こうした機関の存在を明示的に定義すべきではないか。	本条例案を検討するに当たり、令和4年度以降、生活困窮者支援連携会議を実施し、意見聴取を行いました。 生活困窮者支援連携会議については、要綱で設置しているため、本条例案には規定しておりません。

※頂いたご意見は、ご本人を特定されないよう、その概要を公開しています。